

地域医療再生基金の執行状況

(平成24年度末)

(単位:億円)

年度区分	区分	計画額 A (交付決定額)	運用益 B	平成23年度末の執行状況			平成24年度末の執行状況			基金事業終了時点での執行状況		
				21年~23年度 基金取崩額 合計 C	基金残額 (A+B)-C	執行率 C/A+B	21年~24年度 基金取崩額 合計 D	基金残額 (A+B)-D	執行率 D/A+B	基金取崩額 合計 E	基金残額 (A+B)-E	執行率 E/A+B
21'補正	二次医療圏	2,350	13.8	757.2	1,606.6	32.0%	1,276.4	1,087.4	54.0%	2,363.8	0.0	100.0%
22'補正	三次医療圏	2,100	4.5	172.7	1,931.8	8.2%	624.6	1,479.9	29.7%	2,104.5	0.0	100.0%
23'補正	被災3県	720	0.9	0.3	720.6	0.0%	43.6	677.2	6.1%	720.9	0.0	100.0%
24'予備費	被災3県 及び茨城県	380	0.0	—	—	—	0.0	380.0	0.0%	380.0	0.0	100.0%
24'補正	各都道府県	500	0.0	—	—	—	—	—	—	500.0	0.0	100.0%
総合計		6,050	19.2	930.2	4,258.9	15.3%	1,944.6	3,624.5	32.0%	6,069.1	0.0	100.0%

(参考)被災3県にかかる平成24年度末の執行状況は、平成21年度補正予算分については56.8%、平成22年度補正予算分については30.0%である。

※1 平成24年度補正予算500億円については、全額を平成25年度に繰越している。

※2 基金の設置期限は、平成25年度末(被災3県については27年度末)までとするが、平成25年度末までに開始した基金事業については、厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業が完了するまで、基金事業として必要な経費の支出、運用益の繰り入れ及び精算に関する業務のみを行うことができるとしている。

※3 基金を活用して行う事業の内容は各都道府県が策定する平成25年度までの地域医療再生計画によりすでに決定している。(被災3県の医療の復興計画に基づく事業は平成27年度まで)当該基金の執行率が低くなっているのは、

- ① 施設整備事業については原則として医療機関等への支出が工事終了後となること、
 - ② それ以外の事業については年度毎に必要な額が支払われること
- などからである。